

課徴金制度の概要

現行証券法：不公正取引・開示義務違反について刑事罰を中心とした実効性確保(インフォス)体系

刑事罰には、謙抑性・補充性の原則（刑事罰は重大な結果を伴うことから、人権保障等の観点から、刑事罰を用いなくても他の手段で法目的を達成することができる場合は、刑事罰の発動は控えるべきという考え方）が存在。

規制の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たに行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（いわゆる“課徴金”）を導入（16年6月証券取引法改正、17年4月施行）

個人投資家も含め、誰もが安心して参加できる証券市場へ

制度の概要

1. 対象とする違反行為

- ① 不公正取引（インサイダー取引、相場操縦、風説の流布等）
- ② 有価証券届出書の虚偽記載（新規発行時の届出時）

2. 金額水準

違反者の不当な経済的利得を基準として法定。

（注）有価証券届出書の虚偽記載については、過去に決算発表を行なった会社の重要事実の発表の有無による株価変動率の差異のデータを踏まえ、募集・売出し金額の一定割合（債券は1%、株式は2%）を法定。

3. 課徴金賦課手続

証券取引等監視委員会で調査・勧告。内閣総理大臣（金融庁長官に委任）が課徴金命令を発出。

開示義務違反に対する課徴金制度の国際比較

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	韓国
発行開示	○	○	○	○	○	○
継続開示	×	○	○	○	○	○